

## 日米地位協定の抜本的改正を求める意見書

我が国には、「日米安全保障条約」と日米地位協定に基づく米軍施設・区域(以下、米軍基地)が、30都道府県に128施設・約980平方キロメートル(平成29年(2017年)度末、米軍専用施設は13都道府県に78施設・264平方キロメートル)にわたって存在しています。

米軍基地に隣接する全国の自治体は、長年にわたって基地の存在によって派生する住民生活への過剰な負担を強いられてきました。特に全国の米軍専用施設の約70.4%が集中する沖縄県は、米軍機の事故や航空機騒音、環境問題や、米軍人・軍属等による犯罪・事件が後を絶たず、地域住民の生活が危険にさらされ圧迫されています。

沖縄県以外でも米軍艦艇と民間船舶の事故が各地で多発しており、危険性が指摘される「オスプレイ」の全国展開も進んでいます。地位協定の問題は沖縄県だけの問題ではありません。

日米地位協定は、日米の安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和35年(1960年)に締結されて以来、50年以上もの間、一度も改正されていません。これまで一定の運用改善や環境補足協定の締結等がなされてはきたものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分と言わざるを得ず、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要があります。

よって政府及び国会におかれましては、下記の措置について万全を期されるよう強く要望します。

- 1 国民の生命・財産・人権を守る立場に立ち、日米地位協定を抜本的に見直しすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月19日

尾 道 市 議 会

関係行政庁及び国会あて